

## 災害時における無人航空機による活動協力に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉ドローン協会（以下「乙」という。）とは、甲の区域内で災害対策基本法（昭和年法律 36 第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における無人航空機による活動協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第 1 条 本協定は、災害時において、乙、乙に属する者及び乙の責任において任命する者による無人航空機を使用した甲の区域内における被害状況等把握を目的とした、初動情報の収集活動、広報活動及びその他必要と認められる活動に関する協力（以下「無人航空機による活動」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 甲は、災害時等において、無人航空機による活動の必要が生じた際は、乙に対し要請を行う。

2 乙は、前項の要請に基づき、次の各号に掲げる内容（以下「本活動」という。）について、乙の活動に支障のない範囲において協力する。

(1) 乙は無人航空機による初動情報の収集活動によって得られる画像（動画を含む。）情報（以下「データ」という。）を甲に提供する。

(2) 乙は、甲の提供する広報文を、無人航空機に搭載するスピーカーを用いて空中放送する。

(3) 乙は、前 2 号に掲げる内容の他、災害時等において必要と認められる活動について協力する。

3 甲は、乙が本活動を的確に行うために必要と認められるときは、甲の所有する通信手段・無線機器・電源・用地・道路・施設・車両の使用等について、甲の災害応急活動に支障のない範囲で乙に貸与及び使用を許可するものとする。

4 乙は、乙の所有する無線機器等を甲の要請と必要に応じ、甲に貸与する。また、甲に貸与した無線機器等について、無線機器等の操作方法の支援を行うものとする。

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時において、協力要請の必要が発生した場合、乙に対し要請書（別記様式第 1 号）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、甲はその後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲に対し速やかに協力するものとする。ただし、乙が関係機材の保有状況及び被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（実施の報告）

第 4 条 乙は甲に対し、本活動実施後、遅滞なく書面により本活動の実施状況及びデータ等を報告するものとする。

（費用の負担）

第 5 条 甲は、第 2 条第 3 項に掲げる協力を要した費用について、無償とする。

2 乙は、第 2 条第 2 項各号及び第 3 項に掲げる協力を要した費用について、無償とする。

3 甲からの要請に基づき活動を実施した場合に要する費用が別途発生した場合については、甲乙協議の上算出し、定めた期日に遅延することなく甲から乙に支払われるものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし相互に確認するものとする。

(データの取扱い)

第7条 乙は、無人航空機による初動情報の収集活動によって得られたデータを収集後速やかに甲に提出するものとする。

2 甲が、前項により提供されたデータを報道機関等に提供するときは、あらかじめ乙に連絡の上、承諾を得なければならない。

3 乙は、不慮の事態により収集したデータを消失した場合、その責を免れるものとする。

(損害の負担)

第8条 本活動の実施に伴い、甲乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙にて協議し誠意をもって対処するものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、本協定に関して知り得た甲の業務上の秘密及びデータを外部に漏らしてはならない。本協定が終了した後においても同様とする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めがない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月5日

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
甲 浦安市  
浦安市長 内田悦嗣

千葉県船橋市習志野台五丁目28番8号  
乙 一般社団法人千葉ドローン協会  
代表理事 柳沢昭次